

2019年6月17日

各都道府県建設業協会 各位

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

厚生労働省助成金制度のご案内

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省主管の「平成31年度建設事業主等に対する助成金の見直し(CCUS関連)」について、下記の情報をご案内します。

記

1. 人材開発支援助成金（建設技能者技能実習コース）における賃金助成額単価

当制度は、中小建設事業主等で所定の技能実習を受けた技能者に対し、一定の賃金を経費助成するものです。

支給申請する際、各種提出書類が必要となります、「その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類」として、建設キャリアアップカードの写し等が必要となります。

なお、「申請中であることを証する書面など」として、「技能者申請書類1枚目のコピー」または「申請番号通知メールを印刷したもの」が必要となります。

2. 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）におけるカードリーダーに係る経費の助成要件

当制度は、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業に係る最大1年間の事業年間計画を作成し、実施する建設事業主団体で、事業推進委員会を設置し、その事業の中でカードリーダーをまとめて購入し、構成員へカードリーダーを無償貸与する制度です。カードリーダーの購入費用の2/3または1/2を助成するものです。

当制度を利用するには、事業を実施しようとする日の原則2ヶ月前までに必要書類一式を管轄都道府県労働局又はハローワークまで提出する必要があります。

また、既に当制度を利用されている場合と新しく利用される場合で申請方法が異なりますので、ご注意ください。



<ご利用の流れ>

- ① 協会で事業計画を作成
- ② 事業推進委員会や事業推進員の設置
- ③ 労働局（ハローワーク）へ申請書類等の届出
 - 支給要件確認申立書
 - 支払方法・受取人住所届
 - 人材確保等支援助成金計画届
 - 構成員内訳表
 - 事業計画内訳書
 - 事業計画内訳書（事業内容）

※提出書類については、念のため労働局（ハローワーク）へご確認ください。

- ④ 一定台数のカードリーダーのまとめ買い
- ⑤ 会員企業へ無償貸出および貸出管理
- ⑥ 助成金の支給申請および効果検証や入職率・離職率調査報告書の提出
- ⑦ 支給決定

<開始時期の一例>

- ① 6月：当案内
- ② 7月：検討および委員会の設置や提出書類の作成
- ③ 8月1日：届出
- ④ 10月：事業スタート

以上

【補足】

上記2制度には、助成金支給限度額があります。

詳細は厚生労働省の建設・港湾労働対策ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/index.html

- ① 技能者情報登録の促進を図るため、技能者情報登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成額単価を割増（中小建設事業主向け）
- ② CCUSを活用した働き方改革の取組を支援するため、カードリーダーに係る経費を助成（建設事業主団体向け）

①人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

- 1.対象となる技能実習**
- 安衛法による教習、技能講習、特別教育
 - 能開法による技能検定試験のための事前講習
 - 教育訓練給付金の支給対象となつている技術検定に関する講習
- 2.賃金助成額単価**
- 労働者数20人以下の中小建設事業主：7,600円/人日
←技能者情報登録者（※）については、8,360円/人日（1割増し）
 - 労働者数21人以上の中小建設事業主：6,650円/人日
←技能者情報登録者（※）については、7,315円/人日（1割増し）
- ※支給申請時点において、登録申請されていること。

- 3.適用時期**
- 平成31年4月1日以降、訓練が開始される技能実習から当該措置を適用

②人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

- 1.対象となる事業**
- 人職・職場定着事業（全8事業）のうち「⑤評価・処遇制度・効率化の普及等に取り組む事業」に取り組む場合。
(具体例)
 - a.評価・処遇制度
b.昇進・昇格基準
c.賃金体系制度
d.諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成
e.完全週休二日制度等、労働時間の削減に資する制度の普及など
- 2.カードリーダーに係る経費の助成要件**
- 上記「評価・処遇制度の普及等に取り組むに当たり、勤務時間の管理等に活用するため、カードリーダー（1台当たり5万台未満のものに限る）を購入あるいは専用アプリを利用した場合（※）
※ただし、構成員（直接・間接問わない）に無償で貸し出す場合に限る。
- 3.助成率**
- 中小建設事業主団体：支給対象経費の2／3
 - 中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の1／2
- 4.適用時期**
- 平成31年4月1日以降、計画届が提出された事業から当該措置を適用

※なお、助成金の活用に当たっては、計画届の提出を含め各種手続き、その他支給要件を設定していますので、詳しくは各労働局にお問い合わせください。